

農業集落排水事業
排水設備技術基準

(宅内配管および水洗化について)

日高川町役場上下水道課

目 次

第 1 節	総則	P 1～P 3
第 2 節	基本事項	P 4～P 7
第 3 節	屋内排水設備の設計	P 8～P 13
第 4 節	屋外排水設備の設計	P 14～P 21
第 5 節	排水設備の施工	P 22～P 26

第1節 総 則

1. 目的

この基準は、排水設備の設置及び構造、その他必要な技術上の基準を定めることにより、排水設備工事の適正な施工を図るとともに、当該工事に係る設計審査及び完成確認の指針とすることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、日高川町の農業集落排水事業供用開始区域内における排水設備工事に適用する。

3. 用語の定義

この基準において次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備 汚水を、農業集落排水事業における管きょに流入させるために設ける、建築物又は敷地内等の排水管きょ及び付帯設備の総称をいう。
- (2) 汚水 生活もしくは事業に起因し、排出される雑排水及びし尿をいう。
- (3) 下水 汚水及び雨水の総称をいう。
- (4) 農業集落排水事業 農業集落を単位として農村の下水を排除し、又は処理するための総合的な環境整備の一環として行われる事業をいう。
- (5) 供用開始区域 農業集落排水事業管理者が汚水を排除することができる地域として、供用を開始した区域をいう。
- (6) 排除方式 下水を排除するための方式をいい、合流式と分流式があり、農業集落排水事業は、分流式で計画されている。
- (7) 分流式 汚水と雨水をそれぞれ別の排水管で排除する方式をいう。
- (8) 合流式 汚水及び雨水を同一の管きょで排除する方式をいう。
- (9) 雑排水 厨房その他の設備から排除される、し尿を含まない排水をいう。
- (10) 衛生器具 水を供給するために、液体もしくは洗浄されるべき汚物を受け入れるために、又はそれを排出するために設けられた給水器具、水受け容器、排水器具及び装置をいう。
- (11) 器具排水管 衛生器具に附随又は内蔵するトラップに接続する管でトラップから他の管までの間の管をいう。

- (12) 排水横枝管 1本以上の器具排水管からの汚水を受けて、排水立て管又は排水横主管に排除する横管をいう。
- (13) 排水立て管 1本以上の排水横枝管からの汚水を受けて、排水横主管に排除する立て管をいう。
- (14) 排水横主管 建物内の汚水を集めて屋外排水設備に排除する横管をいう。建物外壁から屋外排水設備のマスまでの間の管もこれに含める。
- (15) 屋内排水管 屋内に設けられる器具排水管、排水横枝管、排水立て管、排水横主管の総称をいう。
- (16) 排水管 汚水を排除するために布設された管で、排水設備の幹線をなす管径100mm以上の管（屋内排水管を除く）をいう。
- (17) 通気管 サイホン作用、背圧からのトラップの封水保護及び汚水の流れを円滑にするために空気を流通させる目的で設ける管をいう。
- (18) 小口径マス 屋外排水設備の検査、点検、清掃のために設ける内径125mm以上300mm以下の硬質塩化ビニル、若しくはポロプロピレン製のマスをいう。
- (19) 公共マス 汚水を農業集落排水事業における管きょに流入させるために、宅地内の排水管の最下流部に町が設置するマスをいう。
- (20) 取付け管 公共マスと本管部を接続するために布設した管をいう。
- (21) トラップ 封水部をもち、汚水の流れに支障を与えることなく、排水管内の臭気、害虫、ガス等が室内に浸入するのを阻止する装置をいう。
- (22) トラップマス トラップ装置を施したマスをいう。
- (23) 阻集器 汚水中に含まれる有害・危険な物質、維持管理上好ましくない物質、又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、収集して、残りの水液のみを自然流下により排出できる形状、構造をもった器具又は装置をいう。
- (24) 悪質汚水 農業集落排水施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある汚水、あるいは処理場からの放流水の水質を基準に適合させることを困難にするおそれのある汚水をいう。
- (25) 管きょ延長 管路延長からマンホール（マス）の内のり寸法を除いた延長をいう。
- (26) 管路延長 マンホール（マス）とマンホール（マス）の中心間の距離をい

- う。
- (27) 除 害 施 設 工場や事業場からの汚水のうち汚水管路施設の機能を低下又は損傷したり、処理場からの放流水の水質を悪化させるおそれのあるものを処理する施設をいう。

第2節 基本事項

1. 関係法令等の遵守

排水設備の設置に当たっては、この基準の定めのほか、下水道法、下水道条例、その他関係法令等を遵守しなければならない。

2. 排除方式

- (1) 排除方式は、分流式としなければならない。
- (2) 汚水の排除は自然流下としなければならない。ただし、自然流下による排除が困難な場合は、排水槽を設置し、ポンプ装置により排除することができる。

3. 設 計

設計に際しては、次の各号に掲げる事項について事前に調査、確認をしなければならない。

- (1) 供用開始区域の確認
- (2) 公共マス（取付け管を含む）の調査
 - ① 公共マスの有無
 - ② 公共マスの位置
 - ③ 公共マスの深さ
- (3) 排水規模等の調査
 - ① 排水人口
 - ② 排水量
 - ③ 使用水
 - ④ 悪質汚水の有無
- (4) 既設排水施設、地下埋設物の調査
 - ① 既設排水施設の状況
 - ② 支障となる地下埋設物の有無
- (5) 利害関係の調査
 - ① 他人が所有する土地に排水設備を設ける場合
 - ② 他人が設置した排水設備に接続する場合
 - ③ 他人が所有する建築物に水洗便所を設ける場合
 - ④ その他の利害関係

4. 設計上の諸注意

設計に際しては、次の各号に掲げる事項について、特に注意しなければならない。

- (1) 排水管は、最短距離で配管すること。ただし、床下等の便宜的な縦横断はやむを得ない場合を除き、避けること。
- (2) トラップの付いていない既存の器具がある場合は、トラップを設けること。

5. 施工上の諸注意

施工に際しては、次の各号に掲げる事項について、特に注意しなければならない。

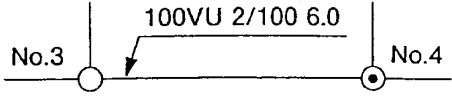
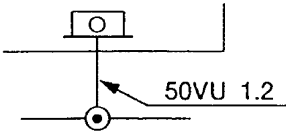
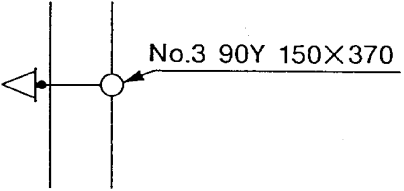
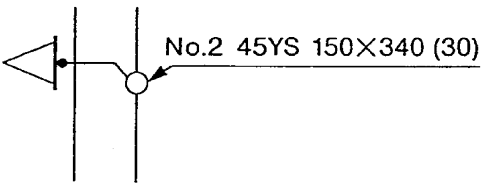
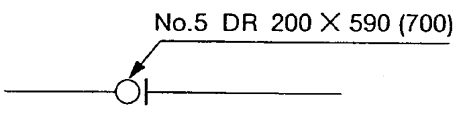
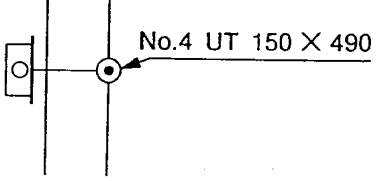
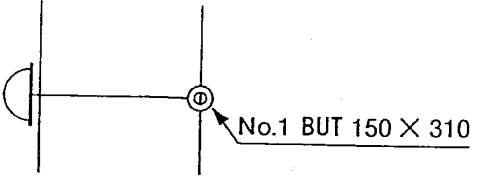
- (1) 工事関係者又は第三者に災害を及ぼさないよう、安全管理に十分な措置を講じること。
- (2) 材料、機械器具等の整理、整頓及び清掃を行い、事故防止に努めること。
- (3) 火気に十分注意し、火災の発生防止に努めること。
- (4) 危険防止のため、柵などの適切な保安施設を施すこと。
- (5) 工事中の障害物件の取り扱い及び取り壊し材の処置については、施主及び関係者の指示に従うこと。
- (6) 埋め戻しに際しては、後に地盤沈下が発生し家屋等に影響が生じないように入念に転圧すること。
- (7) 工事の完成に際しては、速やかに仮設物を撤去し、清掃及び後片付けを行うこと。

6. 設計図表示記号

(1) 凡 例

名 称	記 号	名 称	記 号
既 設 排 水 管	----- 赤	既 設 雨 水 管	----- 緑
新 設 排 水 管	————— 赤	新 設 雨 水 管	————— 緑
通 気 管	— — — —	雨 樋	○ ———
た て 管	○	排 水 溝 (道 路)	
管 の 交 差		建 物	—————
取 付 管	==== 既設は点線	境 界 線	-----
大 便 器	トラップ付	公 共 汚 水 マ ス	—○— 既設は点線
小 便 器	トラップ付	公 共 雨 水 マ ス	—⊗— 既設は点線
手 洗 及 び 洗 面 器		汚 水 マ ス	—○— □—
流 し	□—	雨 水 マ ス	—⊗— □—
掃 除 用 流 し	SS □—	ド ロ ッ プ マ ス	—○—
洗 濯 機	□—	ト ラ ッ プ マ ス (汚 水)	—○—
浴 槽		ト ラ ッ プ マ ス (雨 水)	—⊗—
床 排 水 口	●— トラップ付	目 皿 付 ト ラ ッ プ マ ス	—○—
ト ラ ッ プ	—●—	掃 除 口 付 ト ラ ッ プ マ ス	—○—
掃 除 口 付 ト ラ ッ プ	—○—	”	—○—
床 下 (露 出) 掃 除 口	—	グ リ ー ス ト ラ ッ プ	
掃 除 口	—○—	分 離 マ ス	—○—
浄 化 槽	⊙—		

(2) 平面図の記載方法

種 別	記 載 内 容	記 載 例
排 水 管	管 径 (単位: mm) 管 種 勾 配 (単位: %) 管路延長 (単位: m)	
屋 内 排 水 管	管 径 (単位: mm) 管 種 管路延長 (単位: m)	
小 口 径 マ ス	マス番号 種 類 内 径 (単位: mm) 深 さ (単位: mm)	
小 口 径 マ ス (落 差 付)	マス番号 種 類 内 径 (単位: mm) 深 さ (単位: mm) 落 差 (単位: mm)	
小 口 径 ド ロ ッ プ マ ス	マス番号 種 類 内 径 (単位: mm) 深 さ (単位: mm) 落 差 (単位: mm)	
小 口 径 分 離 マ ス (掃 除 口 付)	マス番号 種 類 内 径 (単位: mm) 深 さ (単位: mm)	
小 口 径 ト ラ ッ プ マ ス (掃 除 口 付)	マス番号 種 類 内 径 (単位: mm) 深 さ (単位: mm)	

※平面図には方位及び縮尺を記入すること

第3節 屋内排水設備の設計

I 屋内排水管

1. 配管計画

配管計画は、建築物の用途、構造、屋内排水管の施工、維持管理等を考慮して定めなければならない。

2. 使用材料

屋内排水管には、原則として金属管を使用するものとする。ただし、配管場所、汚水の水質等によっては、硬質塩化ビニル管等の非金属管を使用することができる。

3. 管 径

管径は、次の各号によって決定しなければならない。

- (1) 衛生器具のトラップの口径以上とすること。ただし、最小管径は、50mmとする。
- (2) 地中又は地階の床下に埋設される屋内排水管の管径は、50mm以上とすること。
- (3) 排水系統が受け持つ全ての排水流量の累計に適応した管径とすること。各種衛生器具のトラップの口径は、次の表のとおりとする。

器 具	最小口径 (mm)	器 具	最小口径 (mm)
大 便 器	75	浴 槽 (洋風)	40
小 便 器 (小型)	40	ビ デ	30
小 便 器 (大型)	50	調 理 流 し	40
洗 面 器	30	掃 除 流 し	65
手 洗 い 器	25	洗 濯 流 し	40
手 術 用 手 洗 い 器	30	連 合 流 し	40
洗 髪 器	30	汚 物 流 し	100~75
水 飲 み 器	30	実 験 流 し	40
浴 槽 (和風)	30		

4. 勾 配

排水横管の勾配は、次の表のとおりとする。

管 径 (mm)	65 以下	75	100	125	150 以上
勾 配 (%)	2.0 以上	1.5 以上	1.0 以上	0.8 以上	0.6 以上

5. 延 長

排水横主管屋外部の最大延長は、次の表のとおりとする。

管 径 (mm)	30	40	50	65	75 以上
最大延長 (m)	1.8	2.4	3.0	3.9	4.0

6. 屈曲及び合流

屋内排水管の屈曲・合流は、適当な継手類を使用しなければならない。なお、排水横主管屋外部の屈曲・合流は、マスを使用するものとする。

7. 特殊配管

大便器からの排水横主管をマスに接続する場合は、排水管に対し45° 以内の角度でマスに流入するように配管しなければならない。

Ⅱ 附 帯 設 備

1. ト ラ ッ プ

- (1) 排水設備からの臭気等が屋内に浸入するのを防止するため、必要な箇所にトラップを設けなければならない。
- (2) トラップは次の各号に掲げる構造でなければならない。
 - ① 器具に接続しやすく、検査、清掃が容易であること。
 - ② 封水深は、5 cm以上10cm以下とし、封水を失いにくい構造であること。
 - ③ 自洗作用により、トラップ内部が洗浄できること。
 - ④ 構造が簡単で、破損し難く、流水内面が平滑であること。
 - ⑤ 不浸透性、耐蝕性の材質であること。
- (3) 1本の屋内排水管には、二重トラップを設けてはならない。
- (4) 排水管にはトラップを設けてはならない。

2. ストレーナー

固形物を排出する箇所には、有効間隔8 mm以下のストレーナーを設けなければならない。ただし、ストレーナーの開口有効面積は、それが連結される器具排水管の断面積以上とする。

3. 掃 除 口

屋内排水管の起点、屈曲点、合流点及び特に必要と思われる箇所には掃除口を設けなければならない。ただし、掃除口を設けなくても容易に掃除のできる場合は、この限りでない。

4. 水 洗 便 所

水洗便所に設置する便器及び付属器具は、洗浄、排出、封水等の機能を保持しなければならない。

5. 阻 集 器

(1) 脂肪分、可燃性溶剤及び土砂等の有害物質が混在する汚水を排出する各種の事業場等には、阻集器を設けなければならない。

(2) 阻集器は、次の各号に掲げる構造でなければならない。

① 阻集器は、汚水からの油脂、可燃性廃液及び土砂等を有効に分離できる構造とすること。

② 阻集器は、容易に保守点検ができる構造とし、強化プラスチック、鋳鉄製等の不透水性及び耐蝕性に優れたものとする。

③ 阻集器は、トラップ型式とし、内部にスクリーン、沈殿槽を設けること。

④ 屋外に設ける阻集器の蓋は、雨水の浸入及び臭気のもれない密閉蓋とすること。

(3) 阻集器の種類と設置場所は、次に掲げる表のとおりとする。

① オイル阻集器

設 置 対 象 業 種	
1	石油類販売業 3 洗 車 場
2	自動車機械類修理業

② グリース阻集器

設 置 対 象 業 種	
1	旅 館 業 7 あん類製造業
2	飲 食 業 8 食肉製品製造業
3	菓子（パン）製造業 9 食用油脂製造業
4	魚介類販売業 10 麵類製造業
5	魚肉ねり製品製造業 11 給食施設（学校、病院等）
6	缶詰びん詰食品製造業

③ サンド阻集器

設 置 対 象 業 種			
1	石材加工業	3	土木・建築工事事務所
2	美術・工芸店		

④ ヘア阻集器

設 置 対 象 業 種			
1	理髪店	3	公衆浴場
2	美容院		水泳プール

⑤ ランドリー阻集器

設 置 対 象 業 種			
1	クリーニング業	2	洗濯室(病院等)

⑥ プラスター阻集器

設 置 対 象 業 種			
1	病院(整形外科、歯科等)	2	貴金属店

(4) 前記以外の業種でも、設置が望ましいと思われる業種については、設置するものとする。

(5) 喫茶店営業の許可のみを得ている店舗については、設置対象から除くことができる。ただし、営業許可証の写しを町長に提出しなければならない。

6. 排水槽

地階の汚水又は底位の汚水を自然流下によって直接本管に排除できない場合は、排水槽を設置して汚水を一時貯留し、排水ポンプにより排除しなければならない。

7. 設置してはならない機器

ディスポーザー等食品のくず処理機は、設置してはならない。

Ⅲ 間 接 排 水

1. 間接排水とする機器・装置

食品関係機器、医療機器、研究用機器その他衛生上直接器具排水管に接続しては好ましくない機器・装置の汚水は、間接排水としなければならない。

2. 配 管

容易に清掃及び洗浄ができるように配管し、水受け容器までの配管長が、500mmを超える場合には、その機器・装置に近接してトラップを設けなければならない。

3. 管 径

間接排水管の管径は、I-3に準ずるものとする。

4. 排水口空間

排水口空間は、次の表のとおりとする。

間接排水管の管径 (mm)	排 水 口 空 間 (mm)
25以下	最小 50
30~50	最小 100
65以上	最小 150

5. 水受け容器

- (1) 水受け容器は、便所、洗面所、容易に接近できない場所及び換気のない場所に設けてはならない。
- (2) 水受け容器は、トラップを備え、汚水が跳ねたりあふれたりしないような形状、容量及び排水口径をもつもので、かつ、排水口には、容易に取り外しができるバスケットまたはストレーナーを設けなければならない。

IV 通 気

1. 通 気 管

次の各号に該当する場合は、通気管を設けなければならない。

- (1) サイホン作用及びはね出し作用により、トラップの封水が破られるおそれのあるとき。
- (2) 汚水の流下に支障が生じるおそれがあるとき。
- (3) 排水管内に臭気、有毒ガス等が滞留するおそれのあるとき。

2. 使用材料

通気管の使用材料は、I-2に準ずるものとする。

3. 管 径

通気管の管径は、次の各号によって決定しなければならない。ただし、最小管径は30mmとする。

- ① ループ通気管の管径は、排水横枝管と通気立て管のうち、いずれか小さいほうの管径の1/2より小さくしないこと。
- ② 排水横枝管の逃し通気管の管径は、接続される排水横枝管の管径の1/2より小さくしないこと。
- ③ 伸頂通気管の管径は、排水立て管の管径より小さくしないこと。
- ④ 各個通気管の管径は、接続される屋内排水管の管径の1/2より小さくしないこと。
- ⑤ 排水槽に設ける通気管の管径は、50mm以上とすること。

4. 勾 配

通気管の勾配は、I-4に準ずるものとする。

第 4 節 屋外排水設備の設計

I 排 水 管

1. 配管計画

配管計画は、屋内排水設備からの排出箇所、公共マス等の排水施設の位置及び敷地の形状等を考慮し、できる限り最短でかつ機能上支障を生じない適切な経路とする。

2. 汚水管路施設への接続

- (1) 汚水排水管は公共汚水マスに接続するものとし、原則として公共汚水マスの底部に接続するものとする。
- (2) 雨水管は、道路側溝などの雨水排除施設に接続するものとし、公共汚水マス、宅地内汚水マス及び汚水管には接続してはならない。

3. 排水管の決定

(1) 汚水管の最小管径と勾配

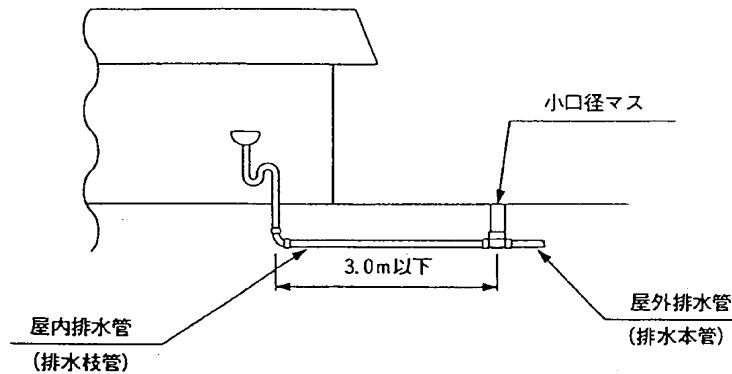
- ① 汚水のみを排除する排水管の管径及び勾配は特別な場合を除き表 4 - 1 の排水人口により決定する。

表 4 - 1 汚水管の管径及び勾配

排水人口 (人)	管 径	勾 配
75 以上 150 未満	100 mm	1.0%以上 10%未満
150 以上 300 未満	125 mm	1.7%以上 8%未満
300 以上 500 未満	150 mm	1.5%以上 6.5%未満
500 以上 1000 未満	200 mm	1.2%以上 4.5%未満

ただし、一つの建築物から排除される雑排水を排除すべき排水管（以下雑排水の排水枝管という）で延長が 3 m 以下のものの管径は 75mm（勾配 3 % 以上）とすることができる。

図4-1 排水枝管の距離



- ② 大便器の排水を受ける排水管の最小管径は100mmとする。
- ③ 作業場・事業所排水がある場合は、流量に応じて管径及び勾配を定める。
- ④ 排水人口及び敷地の形状・起伏等の関係で所定の管径・勾配を用いることができない場合は、所要の流速・流量が得られる管径・勾配を選定する。

(2) 管内流速

管内流速は、管内の掃流力を考慮して0.6~1.5m/秒の範囲とすることが好ましい。

(3) 管種

- ① 硬質塩化ビニル管の薄肉管（JIS K 6741 VU管またはJSWAS K-1のゴム輪受口直管）を使用する。ただし、振動・荷重等を考慮し、必要のある場合は、一般管（JIS K 6741 VP管）等のそれに耐え得る管種を選定する。

図4-2 硬質塩化ビニル管・継手

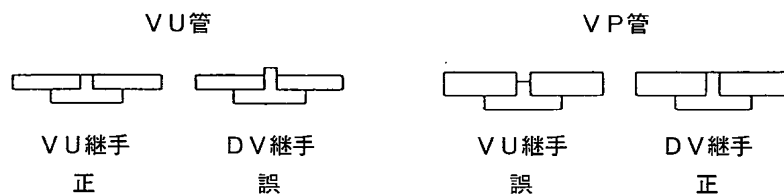


表4-2 塩ビ管の肉厚

管種 \ 呼び径(mm)	50	65	75	100	125	150	200
VU管	2.0	2.5	3.0	3.5	4.5	5.5	7.0
VP管	4.5	4.5	5.9	7.1	7.5	9.6	11.0

(4) 排水管の土被り

屋外排水管の土被りは、原則として20cm以上とする。

ただし、やむを得ず埋設さを浅くする場合は、排水管が損傷を受けないように適切な防護を行う。

4. 小口径マス

(1) 設置箇所

- ① 排水管の起点
- ② 排水管の屈曲点（マスに近接している45度以下の屈曲点は除く）
- ③ 排水管の合流点
- ④ 排水枝管との合流点（ただし、一部の排水枝管の場合は省略することができる）
- ⑤ 管路の延長がその内径の120倍を越えない範囲において管路の維持管理上適切な箇所。

表4-3 マスの管径別最大設置間隔

管 径 (mm)	75	100	125	150	200
最大間隔 (m)	9	12	15	18	24

- ⑥ 排水管径及び勾配が著しく変化する箇所（ただし、排水管の維持管理に支障のないときは省略することができる。）

(2) 材 質

マス底部、マス本体は、硬質塩化ビニル、若しくは、ポリプロピレン製の材質とする。蓋は硬質塩化ビニル製及び鋳鉄製とする。

(3) 形状・大きさ

形状は円形とする。マス口径は、表4-4により接続する排水管の管径、会合本数及び埋設深さ等から定める。

表4-4 深さ及び内径と会合本数（小口径マス）

排水管径(mm)	マス口径（マス本体）	会合可能本数（参考）	マス深さ（参考）
75	125（VU125）	3本	40 cm以下
100	150（VU150）	3本	60 cm以下
100	200（VU200）	4本	120 cm以下
100	300（VU300）	4本	200 cm以下
125	200（VU200）	3本	120 cm以下
125	300（VU300）	4本	200 cm以下
150	200（VU200）	3本	120 cm以下
150	300（VU300）	4本	300 cm以下

- (注) 1. マスの深さは地表面から下流側の管底までとする。
 2. 会合可能本数は、会合する管径が排水管径と同じ場合とする。管径等条件の異なる場合は別途考慮する。
 3. 表4-4によらない場合は別途考慮する。

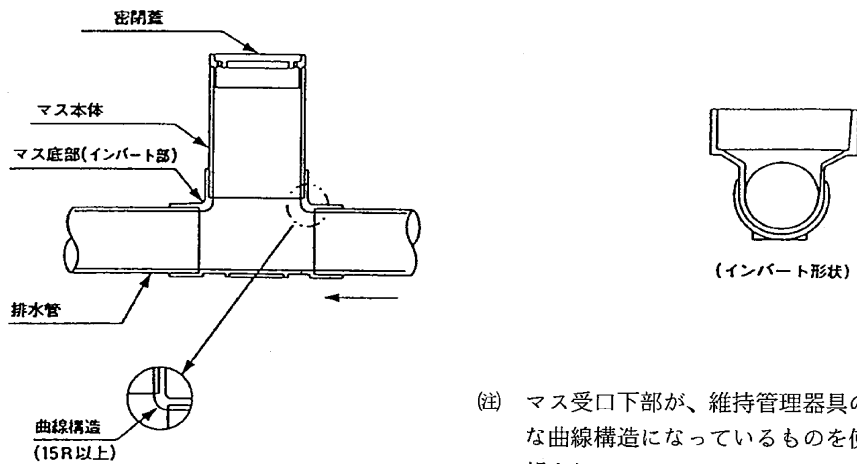
(4) 構造

表4-4に規定するマス口径の他、次項の構造を有するものとする。

① マス底部

- イ) マスの底部には、インバート部が一体に成形されていること。
- ロ) インバート部には、表4-1に規定する最小勾配が設けられていること。
- ハ) 排水管及びマス本体と接着接合できる構造であること。
- ニ) マス受口下部は排水管の点検・維持管理が容易にできる曲線構造であること。
ただし、Rは15R以上が望ましい。

図4-3 小口径マスの構造



② マス本体

マス本体は、マス底部（インバート部）及び蓋と接着接合するものとする。マス深さはマス本体の長さにより調整する。

③ 蓋

- イ) マス本体と接着接合できる構造とする。
- ロ) 臭気漏れ、浸入水のない密閉構造とし、器具により開閉できる方式とする。
- ハ) 上蓋へは、「汚水」又は「おすい」の表示があるのが、望ましい。
- ニ) ただし、駐車場、私道などの車が通過する場所に用いる蓋は、イ)、ロ)、ハ)の構造で、鋳鉄製の耐圧型のものとする。

5. 小口径ドロップマス

(1) 設置箇所

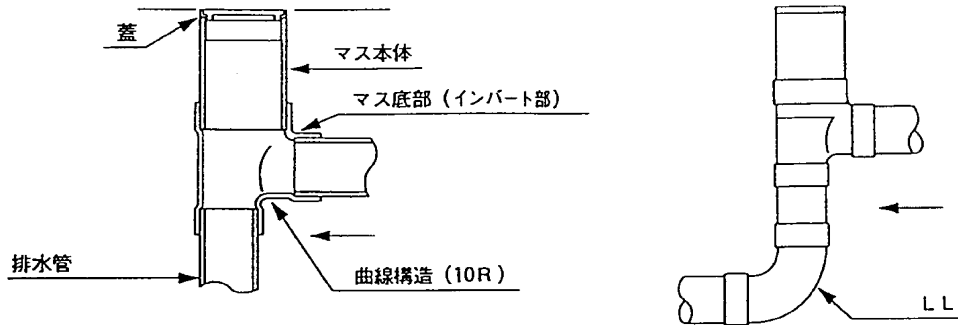
排水管路に落差を設ける必要のある箇所には、小口径ドロップマスを設置する。

(2) 材質・形状・大きさ

材質・形状・大きさは小口径マスと同一とする。

(3) 4-(4)-①のイ)～ニ)の規定による他、汚水が流下する先端部は汚水がスムーズに落下する曲線形状(10R程度)とする。

図4-4 小口径ドロップマスの構造



(4) マス本体・蓋

マス本体・蓋の材質・構造・表示は小口径マスに用いるものと同一とする。

6. 小口径トラップマス

(1) 設置箇所

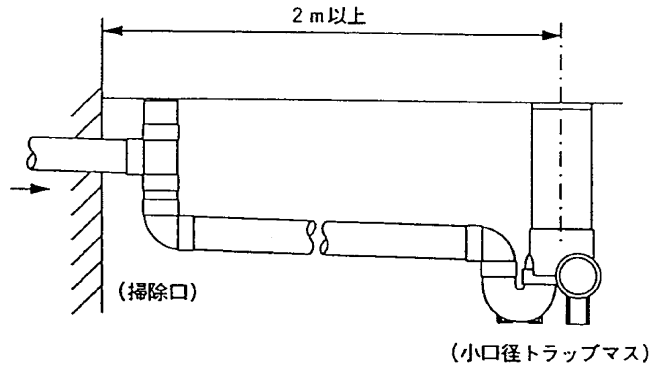
- ① 排水設備から下水の臭気が屋内に浸入するのを防止するため、原則として器具トラップを設置するものとするが、既設排水設備へのトラップ取付工事が技術的に困難な場合には、屋外に小口径トラップマスを設置する。

表4-5 小口径トラップマスの設置箇所(参考)

種類	排水器具	風 呂		台所流し	洗 濯 機	
		浴 槽	浴 室		パンあり	パンなし
新 設		○	×	×	×	○
改 造		○	△	△	×	○

- イ) 小口径トラップマスはできるだけ排水器具に近い位置に設ける。
 ロ) 器具トラップと二重トラップにしてはならない。(事前調査で排水設備器具のトラップの有無を確認する。)
 ハ) トイレからの排水管は、小口径トラップマスに接続してはならない。
 ニ) 建物からの排水口と小口径トラップマスとの水平距離が2m以上離れている場合には、できるだけ建物の近くに掃除口を設けるものとする。
 ホ) 雨水が流入するおそれのある外流しは、接続してはならない。

図4-5 掃除口の設置



② 集合トラップ

各排水器具に小口径トラップマスを設置する方法の他、1箇所の小口径トラップマスで複数の排水器具の防臭を行うことができる。

図4-6 起点トラップ使用例

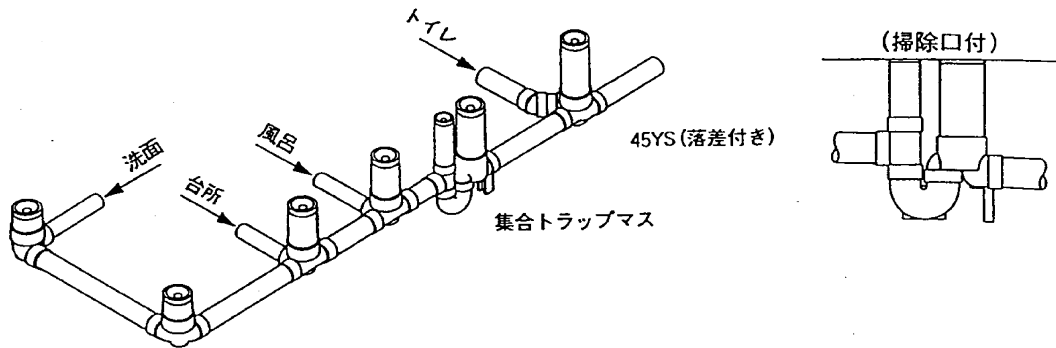
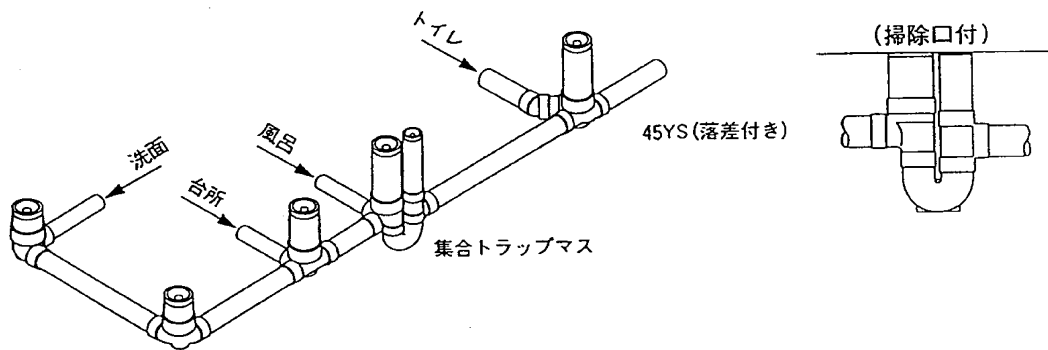


図4-7 ドロップインバート使用例



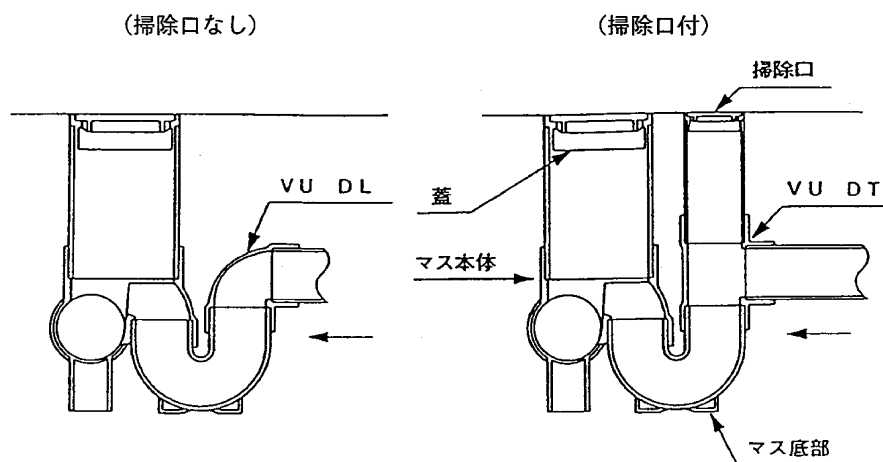
(2) 材質・形状・大きさ

材質・形状・大きさは、小口径マスと同一とする。

(3) 構造

- ① 4-(4)-①のイ)～ニ)の規定による構造を有すること。
- ② 小口径トラップマスのマス底部（インバート部）には、回転するUトラップが連結され、マス内部よりUトラップの点検・清掃ができる構造であること。
- ③ 小口径トラップマスに用いるUトラップの口径は排水枝管径と同一（75mm以上）とし、封水深は5cm以上10cm以下とする。
- ④ 浴室床排水等の接続箇所では、雑物が流れて来る可能性が高いので、トラップ側に掃除口を設けること。

図4-8 小口径トラップマスの構造



(4) マス本体・蓋

マス本体・蓋及び掃除口の構造・材質・表示は小口径マスに用いる蓋と同一とする。

7. 小口径分離マス

(1) 設置箇所

終末処理施設への負荷の軽減をはかるため、台所流しの会合点には、固形物、油脂類を分離するための分離マスを設けるものとする。

(2) 材質・形状・大きさ

材質・形状・大きさは小口径マスと同一とする。

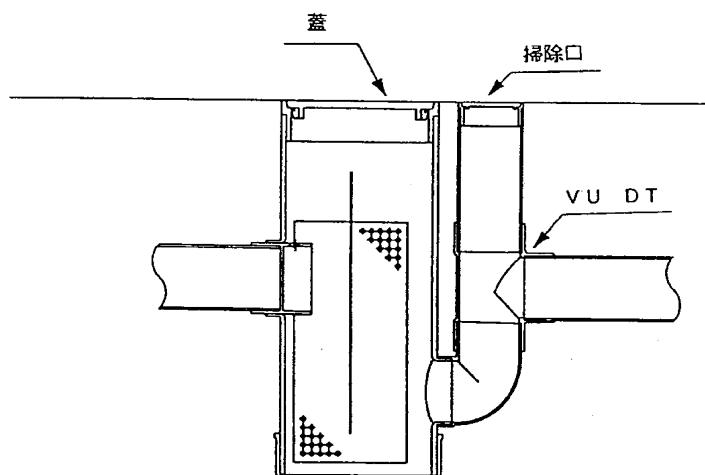
(3) 構造

4-(4)-①のイ)、ハ)の規定による他、油分離板付バスケット等を有するものとする。

(4) マス本体・蓋

マス本体・蓋の構造・材質・表示は小口径マスに用いるものと同ーとする。

図4-9 小口径分離マスの構造



第5節 排水設備の施工

I 排水管

1. 掘削工

- (1) 掘削は、やり方を設け、マス間を不陸のないように一直線に根切りしなければならない。
- (2) 掘削幅は、管径及び掘削深さに応じたものとし、その最小幅は、30cm程度とする。

2. 基礎工

- (1) 普通地盤の場合の基礎は、厚さ5cm以上の砂基礎を施すものとする。
- (2) 配管床面及びマス裾付床面は、ランマー等で十分突き固めなければならない。
- (3) 地盤が軟弱な場合は、切込碎石、栗石等で置き換え、不等沈下を防ぐ措置をしなければならない。

3. 布設工

- (1) 排水管は、ソケットを上流に向け、下流から上流に向かって布設することを原則とする。
- (2) 排水管は、やり方に従い管の中心線、勾配を正確に保ち布設しなければならない。
- (3) 排水管の接合は、使用する管に最も適切な方法で施工しなければならない。
- (4) 排水管の接合は、挿入機などを使用し、十分挿入しなければならない。
- (5) 排水管を切断し接合する場合は、切断面を整形し接合しなければならない。
- (6) 排水管の布設に際し、支障となる地下埋設物がある場合は、地下埋設物を移設しなければならない。

4. 埋戻工

- (1) 埋戻しは、良質土で入念に突き固めながら施工しなければならない。
- (2) 排水管の埋戻しは一区間毎に行い、管が移動、転倒しないように注意しながら施工しなければならない。
- (3) レキ等の固形物が排水管の表面に直接触れないように埋め戻さなければならない。

5. 防護

- (1) 管が壁、床、梁、建物の基礎などの部分を貫通して配管される場合は、管類が破損

を受けないように保護しなければならない。

- (2) 管を支持または固定する場合は、支持金具または防振ゴムを用い、振動及び衝撃の緩和のための措置をしなければならない。
- (3) 管は、原則として露出配管としてはならない。やむを得ず露出配管となる場合は、露出部分の凍結、損傷等を防ぐため適正な材料及び工法で保護しなければならない。
- (4) 車両等の通行がある箇所及び土被りが20cm以上確保できない箇所では、排水管の損傷を防ぐため適当な材料で保護しなければならない。

6. 開口部の穴埋め

- (1) 屋内排水管の貫通箇所には、管の伸縮や水密性を考慮した適当な材料を充填しなければならない。
- (2) 外壁または屋根の貫通箇所には、雨水の浸入を防止できる適当な材料を充填しなければならない。

II 小口径マス

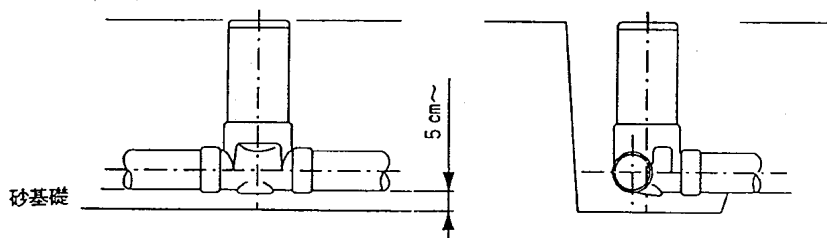
1. 掘削工

小口径マスの設置箇所の掘削幅は、十分に余裕をとり、設置に支障のないように掘削しなければならない。その他は、排水管の掘削工と同じとする。

2. 基礎工

小口径マスの設置箇所の基礎工は排水管の基礎工と同じとする。

図4-10 小口径マスの基礎工



3. 設置工

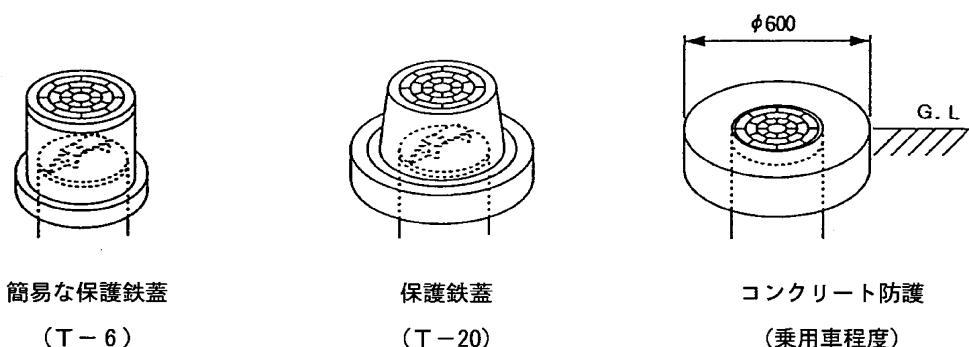
- (1) 小口径マスと管との接合は、十分挿入しなければならない。

- (2) 小口径マスは、原則として、地表面に対し垂直になるように設置しなければならない。
- (3) 小口径マスの天端は、特別な事由がある時を除き、地表面と同一にしなければならない。

4. 保 護

- (1) 車両等の通行がある箇所では、小口径マスの損傷を防ぐため保護鉄蓋等で保護しなければならない。
- (2) 保護鉄蓋内に使用する内蓋は、把手付き密閉内蓋を使用する。

図4-11 小口径マスの保護



Ⅲ 浄化槽等の処置

1. 浄化槽の処置

- (1) 浄化槽は、し尿を完全にくみ取り、清掃、消毒をしたのち撤去すること。撤去できない場合は、各槽の底部に10cm以上の孔を数箇所あけ、砂、碎石等の良質土で埋戻すこと。
- (2) 浄化槽を残したまま、その上部などへ排水管の布設またはマスを設置する場合は、槽の一部を壊すなどして、間隔を十分にとり、排水管又はマスが不等沈下をしないようにすること。

2. 便槽の処置

汲み取り便所を改造して水洗便所にする場合は、し尿を完全に汲み取り、清掃、消毒をしたのち撤去しなければならない。撤去できない場合は、槽の底部に10cm以上の孔を数箇所あけ、砂、碎石等の良質土で埋戻すこと。

3. 指 示

土地の状況、その他、この基準により難い特別の事由があるときは、町長の指示を受けるものとする。

参考資料

起点マス深さ：31cm
 起点土被り：20cm
 公共マス深さ：80cm
 (VU 100mm 21.5cm)
 (VU 75mm 2.5cm)

平面図

縮尺：1：200

